からのお知らせ

○料金の記載のないものは無料

○受付時間 原則として土・日曜日、祝・休日を除く8時30分~17時15分

お知らせ

引き忘れ、納め忘れにご注意を 市民税・県民税の特別徴収

市民税課

229-3130 229-3331

市民税・県民税の特別徴収は、 事業主が従業員に代わって、毎 月の給与から税額を差し引いて 市へ納入する制度です。特別徴 収義務者には5月15日付で税額 決定通知書と納入書を送付しま したので、内容をご確認の上、 取扱金融機関等で納入してくだ さい。

市民税・県民税の特別徴収税 額の納期限は、月割額を徴収し た月の翌月10日で、初回の納期 限は7月10日(金)です。10日が 土・日曜日、祝・休日に当たる場 合は、その翌日になります。

災害に遭った場合に 市税を減免

市民税課

229-3130 229-3331

資産税課

■229-3132 **■**229-3331

地震や風水害、火災などの災

害で被災した場合に、災害発生 日以後に納期限となる市税が減 免される制度があります。減免 を受ける場合は、納期限の7日 前までに「減免申請書」と「り 災証明書」を提出してください。 内 容 被災の程度に応じた割 合で減免

対 象

▶市・県民税

- ●災害により、本人(同居の親族 を含む)が居住する家屋または 家財について生じた損害金額 (保険金、損害賠償金などによ り補てんされた金額を除く)が、 価格の3割以上であると認め られる場合 ※所得制限あり
- 災害により死亡した場合など
- ▶固定資産税・都市計画税
- 災害により、面積の2割以上 の地形が変わった土地
- 全壊、半壊または床上浸水に よる損害金額が、 価格の2割以上 であると認めら れる家屋と償却 資産



木造住宅除却補助

建築指導課

229-3187 229-3336

倒壊する恐れのある木造住宅 を取り壊す場合、費用の一部を 補助します。

対 象 市内に補助対象住宅を 所有する人

対象住宅	受付期間
昭和56年5月31日以前に 建築(着工)した建築物の うち、耐震診断で評点が 0.7未満の木造住宅	7月1日(水)~ 8月7日(金)
昭和56年5月31日以前に建築(着工)した建築物のうち、市長が特に除却を必要と認める老朽危険木造住宅	7月1日(水)から随時相談

補助金額 費用の3分の2(最高 30万円)

久居中央スポーツ公園内プール リニューアルオープン

久居体育館

■255-6081 **■**255-2658

リニューアルオープンを記念 し、7月11日(土)・12日(日) の2日間、入場料(使用料)無料 で開放します。ぜひご利用くだ さい。

戦没者等の遺族の皆さんへ

平成27年4月1日時点で 恩給等受給者がいない場合に 次の順番による先順位の遺族 1人に第十回特別弔慰金が支 給されます。

戦没者等の死亡当時の遺族 で戦没者等の①配偶者②子③ 父母4孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 ⑦3親等内親族(おい、めい など)

※3親等内親族のみ、戦没者 等の死亡時まで引き続き1 年以上の生計を共にしてい た人に限られます。

申し込み 福祉政策課または

問い合わせ 福祉政策課 M229-3334 **229-3283**

各総合支所市民福祉課(福 祉課)へ ※お住まいの地 域の窓口をご利用ください。 締め切り 平成30年4月2日(月)

今年は戦後70周年に当たり、 改めて我が国の平和と繁栄の礎 となった戦没者の尊い犠牲に思 いを致し、戦没者を忘れないよ う国は特別弔慰金を継続支給す ることにしました。戦没者の遺 族に、より一層の弔慰を表する ため、償還額を年5万円に増額 し、5年償還の国債を5年ごと に2回支給します。

JR名松線沿線美化のための 苗木・花苗を配布

名松線復旧推進室 **2**264-0140 **2**264-0141

JR名松線の車窓からの景観 アップのため、名松線沿線の美 化活動を行う個人・団体に苗木 や花苗の配布を行います。

対 象 自治会、ボランティア 団体、個人など

植樹•植栽対象地域 名松線沿線 の名松線の車窓から見える地域

配布内容 苗木、花苗、種子など 配布時期 8月以降

申し込み 名松線復旧推進室ま たは各総合支所地域振興課に ある申請書に必要事項を記入 し提出

申請期間 7月1日(水)~31日(金)